

かっこいい建設業ショート動画制作業務委託 仕様書

第1 委託業務の名称

かっこいい建設業ショート動画制作業務委託

第2 委託業務の目的

近年、建設業においては ICT 施工、ドローン、3 次元データの活用など、急速な技術革新により高度化が進展している。一方で、「きつい・汚い・危険」といった従来のイメージが依然として根強く、特に若年層に対して、建設現場が最先端技術を活用する魅力ある職場であることが十分に伝わっていないことが課題となっている。

このため、本業務では、建設業の先進性や魅力を効果的に発信するショート動画を制作し、中学生・高校生及びその保護者等を主な対象として、建設業に対するイメージ向上を図ることを目的とする。

第3 委託業務の期間

契約の日から令和9年2月12日までの間とする。

第4 委託業務の内容

建設業の魅力向上を目的とした動画を制作すること。なお、動画の周知及び活用方法については、提案内容を踏まえ、発注者との協議により実施内容を決定するものとする。

1 基本コンセプト

- ・ ICT 施工・先端技術の近未来感
- ・ ユニフォーム姿のかっこよさ
- ・ 若手社員の「真剣なまなざし」

2 制作本数

16 : 9 の Instagram リール用縦型ショート動画（30 秒程度）・・・ 7 本以上

〈参考：県が使用する SNS〉

Instagram、X、YouTube

3 対象

- ・ 中学生や高校生等これから進路先を検討する若者
- ・ 保護者、教員等進路選択に影響を与える者

4 内容・構成

動画の内容や構成については、受託者の企画提案に基づき、発注者と受託者が協議のうえ決定すること。撮影に入る前にシナリオ（ビデオコンテ等）を制作し、発注者に提出すること。

5 撮影・編集

- ・撮影日程、場所等は、シナリオを基に発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・撮影場所は岐阜県が管轄する建設現場等であること。
- ・撮影への協力依頼、日程調整及び必要な手続き等は原則として受託者が行うこと。また、業務に関わる必要な人件費、報償費、旅費、消耗品費、事前調査及び事前打ち合わせ業務等にかかる費用は受託者が負担すること。
- ・動画に「岐阜をつくる仕事。」ロゴを入れること。ロゴデータは、契約決定後に発注者から提供する。
- ・撮影は、本事業を遂行するに当たり十分な知識と経験を有するスタッフが行うこと。
- ・必要に応じてテロップ、アニメーション、BGM、ナレーションを挿入すること。
- ・成果物について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

6 校正等

校正は1つの動画に対して3回程度を基本とするが、校了まで県の要請に応じて校正できる体制を整えること。

7 動画データの納品

・解像度

縦型ショート動画はフルHD（1080×1920 ピクセル）以上とすること。ただし、Instagramでの活用において制限がある場合は、それに準ずること。

・形式

パソコン、スマートフォン等での使用、Instagramへの掲載を想定したそのまま視聴できるデータを発注者が指定するクラウドストレージにアップロードすること。

・納品期限

契約日の2か月目以降、2月まで毎月1本以上

・納品場所

岐阜県県土整備部技術検査課 建設人材育成係
(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁12階)

8 動画の周知及び活用方法の提案

受託者は、本動画が多くの対象者の目に触れ、関心を喚起するものとなるよう、その周知及び活用方法について創意工夫を踏まえた内容を提案すること。

なお、県が所有するSNSは、Instagram・X・YouTubeであり、他のSNSを用いる場合は、県と協議の上、決定すること。

9 権利処理等

- ・動画に使用する音楽作品等に係る全ての著作権について、受託者自らの責任と負担において必要な措置を講ずること。
- ・技術検査課 Instagram 等の媒体での配信及び出前授業等での上映を行うために必要な権利処理を行うこと。
- ・出演者がある場合は、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る費用の支払いは、受託者が行うこと。
- ・本条の受託者の約諾事項について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

第5 業務委託実施体制

1 責任者及び担当者の配置

本業務委託の実施について、その進捗を管理する事業実施責任者と各種調整窓口となる業務担当者を各1名配置すること。ただし、いずれも専任である必要はない。

2 業務実施状況の報告

県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について受託者に対し、報告を求めることができる。

第6 提出書類

1 事業計画書の提出

契約締結後速やかに本業務の実施に係るスケジュール及び事業計画書を作成の上、県に提出し、承認を得ること。

2 委託業務完了届等

委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を提出すること。

第7 関係書類等の管理・保存

受託者が、委託業務を行うに当たり作成し、又は受領する文書等は、「岐阜県公文書規程」（昭和44年訓令甲第1号）に準じて、適正に管理・保存すること。また、当業務完了時は、県の指示に従い、保管又は県への引き渡しを行うこと。

上記の関係書類は、委託業務終了後も5年間は保存すること。

第8 支払条件等

県は、委託業務完了後、検査した後に本事業に係る経費を支払うものとする。請求額は、第6-2の事業実施報告書の検査を経て確定された金額とする。

第9 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行う上で第三者への委託が必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

3 セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

4 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に厳重に注意すること。

5 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことは、委託業務終了後であっても同様とする。

万が一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、これにより生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

なお、受託者が雇用する者が、異動、退職等により業務を離れる場合及び第三者に業務の一部を委託する場合においては、受託者はこれらの者に対して上記の義務を遵守させなければならない。

6 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務の終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

7 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

8 コンテンツ表現及び社会的配慮

(1) 受託者は、動画制作にあたり、視聴者や第三者に不快感や誤解を与える内容、迷惑

行為を助長または実行する内容、過激・挑発的な表現等、企業の信用やブランド価値を毀損するおそれのある表現を含めないよう十分配慮すること。

また、いわゆる炎上リスクが想定される企画および演出は、疑義がある場合は必ず事前に発注者の承認を得るものとする。

- (2) 建設業に関する労働条件、待遇、業務内容等について、視聴者（特に若年層及び保護者等）に誤解を与えることのないよう、実態に即した表現とすること。「容易に高収入が得られる」「負担の少ない業務である」等の過度な誇張や断定的表現は行わないこと。

また、魅力の訴求にあたっては、業務のやりがい、社会的意義、技術の進歩等を中心に適切に表現すること。

- (3) SNS を活用したキャンペーン等の参加型施策を実施する場合には、投稿内容の適正管理及びモニタリング体制を構築し、不適切な投稿や誤解を招く内容の拡散防止に努めること。

また、ハッシュタグの設定及び運用にあたっては、炎上リスクを十分に考慮し、必要に応じて投稿ルールや注意事項を明示するなど、適切な運用管理を行うこと。

不適切投稿や問題のある投稿が確認された場合には、速やかに削除依頼、注意喚起等の対応を行うとともに、必要に応じて発注者に報告し、その指示に従うこと。

第 10 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第 11 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

第 12 その他留意事項

- ・本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない
- ・本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度県と協議の上進めることとする。

第 13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号（県庁 12 階）

岐阜県県土整備部 技術検査課 建設人材育成係

T E L : 058-272-1111（内線 4566）

F A X : 058-278-2734

電子メールアドレス : c11656@pref.gifu.lg.jp